

弘環管発第212号
平成29年3月23日

弘前市廃棄物減量等推進審議会
会長 内山 大史 様

弘前市長 葛西 憲之



廃棄物の処分（埋立処分）に係る手数料等の改定について（諮問）

廃棄物の処分（埋立処分）に係る手数料等の改定の検討にあたり、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年2月27日弘前市条例第96号）第12条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 改定（案）

種類	改定（案）	現行	
一般廃棄物 または 産業廃棄物	10kgまでごとに <u>税抜130円</u>	100kg以上	100kgごとに 税込210円
		100kg未満	無料

2. 改定時期

平成29年10月1日

（担当）

都市環境部環境管理課廃棄物政策係

吹田・齊藤

電話 0172-32-1969（直通）

FAX 0172-32-1957

諮問の趣旨

弘前市では、既存の埋立処分場がほぼ満杯となっていることから、現在、隣接する敷地に新たな埋立処分場の整備を進めており、平成29年10月供用開始を予定しております。

当市の埋立処分手数料等は、一般廃棄物、産業廃棄物（燃え殻に限る。）とも、100kgごとに消費税等込210円（ただし、100kg未満については無料）となっており、弘前地区環境整備事務組合で定める中間処理（焼却処理等）手数料（消費税等抜）が「燃やせるごみ」で10kgまでごとに100円、「燃やせないごみ、大型ごみ」で10kgまでごとに125円となっていることから、中間処理に比べて安価な料金設定となっております。

廃棄物の適正処理及び埋立処分場の延命化の観点から、埋立処分場へは中間処理により減容化された焼却残さや中間処理施設では処理することができない不燃物等が搬入されるべきであります。埋立処分に係る手数料等が中間処理より安価なことで、中間処理すべき廃棄物が適正に処理されずに、直接埋立地に搬入されることを懸念しております。

現行の埋立処分手数料等は、平成9年4月1日に設定されたものであり、平成28年4月1日に改定された中間処理手数料との平準化、及び新たな埋立処分場の整備等に要した経費等を総合的に勘案し、料金改定したいと考えております。

つきましては、埋立処分手数料等の改定についてご議論をいただきたく、貴審議会にご審議をお願いするものです。